官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八四）　二
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産三八）　二
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働一二九）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十一号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（同二三〇）　三
〔その他告示〕
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務三二〇）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一二三九～一二四三）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八三四）　四
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁七）　五
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（防衛一八七～一九一）　五
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同一九二）　五
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一九三）　五
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一九四）　五
○道路に関する件（東北地方整備局六二）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一八三）　六
○浄化槽の型式の認定を更新した件（中部地方整備局七八）　六
〔国会事項〕
公安調査庁　六
〔人事異動〕
公安調査庁　七
〔叙位・叙勲〕
公安調査庁　七
〔皇室事項〕
官庁事項　八
〔官庁報告〕
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　八
産業
日本産業規格（厚生労働省・経済産業省）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　二三

省　　令

○厚生労働省令第八十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第三（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～八の三　（略） 八の四　パロペグテリパラチド及びその製剤。ただし、一mL中パロペグテリパラチドをＰＴＨ（一―三十四）として〇・三㎎以下を含有する注射剤を除く。 八の五～八の二十三　（略） 九～十九　（略） 劇　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～五十九の七　（略） 五十九の八　セペタプロスト及びその製剤。ただし、一mL中セペタプロストとして〇・〇二㎎以下を含有する点眼剤を除く。 五十九の九～五十九の二十八　（略） 六十～百四十二　（略）	**別表第三**（第二百四条関係） 毒　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～八の三　（略） （新設） 八の四～八の二十二　（略） 九～十九　（略） 劇　薬 （略） 有機薬品及びその製剤 一～五十九の七　（略） （新設） 五十九の八～五十九の二十七　（略） 六十～百四十二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第１（第１条関係） １　飼料―般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1)　（略） (2)　飼料―般の製造の方法の基準 ア～ニ　（略） ヌ　安息香酸は、豚を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。 ネ～ヒ　（略） (3)～(5)　（略） ２～６　（略）	別表第１（第１条関係） １　飼料―般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1)　（略） (2)　飼料―般の製造の方法の基準 ア～ニ　（略） ヌ　安息香酸は、体重がおおむね70kg以内の豚（種豚育成中のものを除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。 ネ～ヒ　（略） (3)～(5)　（略） ２～６　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百二十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月二十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七　（略）

八	次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。	
	(1)～(541)	（略）
	(542)	セペタプロスト
	(543)～(1049)	（略）
	(1050)	ボルノレキサント
	(1051)～(1253)	（略）
九	（略）	

八	次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。	
	(1)～(541)	（略）
	（新設）	
	(542)～(1048)	（略）
	（新設）	
	(1049)～(1251)	（略）
九	（略）	

○厚生労働省告示第二百三十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第五十条第十一号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十一号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品（昭和三十六年厚生省告示第十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年八月二十五日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～三十九　（略）	一～三十九　（略）
四十　ボルノレキサント及びその製剤	（新設）
四十一～四十四　（略）	四十～四十三　（略）

その他告示

○外務省告示第三百二十号

令和七年八月一日にチュニスで、円借款の供与に関する日本国政府とチュニジア共和国政府との間の平成二十六年六月三十日付けの交換公文に従ってチュニジア共和国政府に供与されることになったメジェルダ川洪水対策計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がチュニジア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年八月四日まで延長される旨の口上書の交換が、チュニジア共和国政府との間に行われた。

令和七年八月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

○農林水産省告示第千二百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　長崎県南島原市北有馬町丁字中山田三一一四、三一一七の一、三一二五、三一三〇、三一三一、三一三二の一、三一三三、三一三四、字八之久保三四八二の一、三四八二の二、三四八三、三四八四、三四八九、三四九〇、三四九一の一、三四九一の二、三四九二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中山田三一一四・三一一七の一・三一二五・三一二六・三一二八の一・三一三三・三一三四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、字八之久保三四八二の一・三四八二の二・三四八四・三四八九・三四九〇・三四九一の一・三四九二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、三四八三、三四九一の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　長崎県長崎市高浜町字馬遊一二六二の一、一二六四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字馬遊一二六二の一・一二六四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区牧野字笹尾三二四八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市美並町上田字中洞二三四七、二三四八、二三五八、二三五九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年八月二十五日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山口県周南市大字巣山字向ケ迫一二三一八、一二三一九、一二三二二、一二三二三、一二三二五、一二三二七、一二三二八、一二三三一の一、一二三三一の二、一二三三二の一、一二三三三の一、一二三三三の二、字向ケ佐古一二三二〇、一二三二一、一二三二四、一二三二六、一二三二九、一二三三〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向ケ迫一二三一八・一二三一九・一二三二二・一二三二五・一二三二七・一二三三一の一・一二三三一の二・一二三三三の一・一二三三三の二・字向ケ佐古一二三二〇・一二三二一・一二三二四・一二三二六・一二三二九・一二三三〇（以上十五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び周南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上河内谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

福井県大飯郡おおい町名田庄挙野二八号上河内谷　二番から四番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

福井県大飯郡おおい町名田庄挙野二一号山越　一九番一　二号

一九番二　一号

二二号河内谷　一番　六号及び七号

二八号上河内谷　一番　五号

二番　四号

四番　三号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奈胡坂川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

福井県小浜市奈胡一二号奥奈胡坂　二番一

三番から五番まで

六番一及び六番二

五六号奈胡坂　一三番及び一四番

五七号森ノ下　一番及び二番

三番一

○観光庁告示第七号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、広昇株式会社（登録研修機関第六十七号）から旅程管理研修業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和七年八月二十五日

観光庁長官　村田　茂樹

一　住所の変更

変更前	大阪府堺市西区浜寺元町四丁四百七十八番二号二階
変更後	大阪府堺市西区浜寺船尾町東三丁四百六十

二　変更の年月日　令和七年七月十四日

○防衛省告示第百八十七号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

実施機　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十八号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　日高沖南方海面の次の(ア)から(ク)までの八点を順次結んだ線並びに(ア)及び(ク)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

(ア)　北緯四一度三八分一四秒　東経一四二度五九分四六秒

(イ)　北緯四一度四〇分四五秒　東経一四三度二六分二六秒

(ウ)　北緯四一度三三分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(エ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(オ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

(キ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(ク)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

実施機　航空機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十九号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十五日

防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(オ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十五日　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　佐渡沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒
(イ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒
(ウ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒
(エ)　北緯三八度四八分〇一秒　東経一三八度三九分〇四秒
(オ)　北緯三九度一四分五八秒　東経一三八度〇五分三七秒

実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十五日　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒　東経一三〇度〇一分五二秒
(イ)　北緯三四度四六分一一秒　東経一三〇度三一分五一秒
(ウ)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三〇度一二分五二秒
(エ)　北緯三四度二五分一一秒　東経一二九度五五分五二秒
(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒　東経一二九度五一分四六秒
(カ)　北緯三四度三五分四一秒　東経一二九度四五分五二秒

実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十二号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

令和七年八月二十五日　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒
(イ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒
(ウ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒
(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三三度二四分五〇秒
(オ)　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒

実施機関　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十三号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十五日　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒
(イ)　北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一〇分四六秒
(エ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒
(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒

実施機関　航空機
その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十四号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和七年八月二十五日　防衛大臣　中谷　元

期間　令和七年九月一日から同年十月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度一〇分四七秒
(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒
(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

実施機関　航空機
その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十五日　　東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間
四十六号	盛岡市上太田下川原無番から同市上厨川字川原無番まで

図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十五日

○関東地方整備局告示第百八十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十五日　　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間
十八号	上田市芳田字上西ノ原一七九三番一八地内（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　令和七年八月二十五日

○中部地方整備局告示第七十八号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和七年八月二十四日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和七年八月二十五日　　中部地方整備局長　森本　輝

認定更新番号表

（令和７年８月24日）

製造業者名称	浄化槽の型式	更新前の認定番号	更新後の認定番号
日本理化工業㈱ 代表取締役　光本　翼	ＮＫ―ＣＰＩ―Ａ型	5―20―Ｈ―001	5―25Ｋ―Ｈ―002
〃	―Ｂ１型	〃　―１	〃　―１
〃	―Ｂ２型	〃　―２	〃　―２
〃	―Ｂ３型	〃　―３	〃　―３
〃	―Ｃ１型	〃　―４	〃　―４
〃	―Ｃ２型	〃　―５	〃　―５
〃	―Ｃ３型	〃　―６	〃　―６
〃	―Ｄ型	〃　―７	〃　―７

国会事項

衆　議　院

議員当選報告書受領

八月二十一日石破内閣総理大臣から額賀議長宛、次の報告書を受領した。

内閣総第四五号

令和七年八月二十一日　　内閣総理大臣　石破　茂

衆議院議長　額賀　福志郎殿

衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における欠員による繰上補充による当選人について

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区における欠員による繰上補充による当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

（別紙）

選挙期日	令和六年十月二十七日
当選人決定年月日	令和七年八月二十日
当選告示年月日	令和七年八月二十一日
当選証書付与年月日	令和七年八月二十一日
衆議院名簿届出政党等の名称	立憲民主党
当選人	丸尾　圭祐
住所	福岡県福岡市東区香椎団地一番一二―三〇二号アーベインルネス香椎一二号棟

答弁書受領

八月十五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員吉川里奈提出瀬戸内海・笠佐島における中国資本による土地取得と安全保障上の懸念に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松尾明弘提出「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則提出歯科医療機関への物価高騰やデジタルトランスフォーメーション対応支援等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周提出パレスチナ国家承認に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周提出大阪・関西万博海外パビリオン建設工事請負代金未払い問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周提出インターネット上で選挙に関する虚偽情報が氾濫している状況に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出日中間の文書に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎提出報道に関する質問に対する答弁書

衆議院議員田村貴昭提出国民健康保険被保険者等の必要な医療の確保に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山崎誠提出「青森県との高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守る件」及び「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山崎誠提出六ヶ所再処理工場で発生する廃棄物及び放射性廃棄物の貯蔵・処分に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山崎誠提出原子力発電所へのドローンとみられる飛行体の侵入とその対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員櫻井周提出令和六年度決算における決算剰余金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子提出東京電力福島第一原発事故に伴う「除去土壌」の再生利用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員たがや亮提出皇位継承資格を女子・女系に拡大することの意義に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬提出政権に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬提出参議院選挙結果を踏まえた石破内閣の経済政策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員中谷一馬提出外国勢力によるＳＮＳ等を通じた選挙への介入に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木敦提出政見放送の情報アクセシビリティに関する質問に対する答弁書

衆議院議員山川仁提出日米、核使用シナリオ報道に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出外国資本による不動産市場におけるマネー・ローンダリングの防止に関する質問に対する答弁書

参議院

答弁書受領

八月十五日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員神谷宗幣提出戦後八十年に際する首相見解の形式及び位置付けに関する質問に対する答弁書（第一号）

参議院議員神谷宗幣提出ＳＮＳにおける言論操作及び政府答弁の整合性に関する質問に対する答弁書（第二号）

参議院議員神谷宗幣提出フェンタニルを含む薬物問題及び外国勢力による影響工作への国家安全保障上の対応に関する質問に対する答弁書（第三号）

参議院議員神谷宗幣提出共産主義及び文化的マルクス主義の浸透と国家制度への影響に関する質問に対する答弁書（第四号）

参議院議員山本太郎提出トランプ関税対策としての内需拡大策に関する質問に対する答弁書（第五号）

参議院議員山本太郎提出トカラ列島近海群発地震被災者への支援に関する質問に対する答弁書（第六号）

参議院議員山本太郎提出実動組織による原発避難支援が必要となる被曝線量限度に関する質問に対する答弁書（第七号）

参議院議員山本太郎提出「日本はスパイ天国」という評価及び「スパイ防止法」制定に関する質問に対する答弁書（第八号）

参議院議員安達悠司提出憲法を一から考える教育に関する質問に対する答弁書（第九号）

参議院議員安達悠司提出選挙演説妨害の取締強化に関する質問に対する答弁書（第一〇号）

参議院議員伊勢崎賢治提出ガザ地区の人道危機を鑑みたパレスチナ国家承認に関する質問に対する答弁書（第一一号）

参議院議員伊勢崎賢治提出イスラエルによる違法なパレスチナ占領政策及び軍事行動を支援する日本企業に対する人権デューデリジェンス強化に関する質問に対する答弁書（第一二号）

参議院議員百田尚樹提出国土交通大臣任命に関する質問に対する答弁書（第一三号）

参議院議員百田尚樹提出拉致問題担当の内閣官房参与二名の辞任に関する質問に対する答弁書（第一四号）

参議院議員奥田ふみよ提出老齢労働者及び老齢事業主の窮状に鑑みた基礎年金早期引上げの必要性に関する質問に対する答弁書（第一五号）

参議院議員石垣のりこ提出記入済みの投票用紙をＳＮＳ上に投稿することの是非に関する質問に対する答弁書（第一六号）

参議院議員石垣のりこ提出パレスチナを国家として承認することに関する質問に対する答弁書（第一七号）

参議院議員松田学提出外国人及び外国系法人による土地取得規制に関する質問に対する答弁書（第一八号）

参議院議員松田学提出我が国の領土保全を脅かす中国海警船の接続水域長期巡航への対応に関する質問に対する答弁書（第一九号）

参議院議員ラサール石井提出「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」に基づく強制送還の実態に関する質問に対する答弁書（第二〇号）

参議院議員連舫提出日米関税交渉に関する質問に対する答弁書（第二一号）

参議院議員石垣のりこ提出不法滞在者ゼロプランの実施状況に関する質問に対する答弁書（第二二号）

参議院議員青木愛提出木更津駐屯地に暫定配備されていたオスプレイに関する質問に対する答弁書（第二三号）

参議院議員青木愛提出オスプレイの安全性並びにオスプレイを含めた防衛装備品の調達及びプロジェクト管理に関する質問に対する答弁書（第二四号）

人事異動

公安調査庁

（公安調査庁調査第二部公安調査管理官）法務事務官　小川　哲兵

警察庁に出向させる（八月二十一日）

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する

吉田　定宏

（福井県高浜町長）

長谷川久英　藤見　昌弘

正六位に叙する（各通）

天津　晋二　荒木　節夫

金沢　米二　佐藤　譲

谷岡　進　冨永　千秋

番作　達夫　三浦　恒夫

本木　征雄

従六位に叙する（各通）

大坂　吉二

正七位に叙する（各通）

野口　明彦

田中　嘉晃

野瀬　豊

町田　久雄

大島　龍穏

城寶　隆

野間口　隆

南　英世

従七位に叙する（以上七月十七日）

光武　竹一

宮野　浩

古賀　博

山口　由吉

従五位に叙する

大前　恒男　小池　謙一

福田　芳壽　藤本　義弘

吉川　安一

正六位に叙する（各通）

大志茂善平　小栗　征男

小林　信夫　駄木　公司

中澤　幸三　浜元　捷平

谷田部仁四郎　山本　司郎

渡邉　勇

従六位に叙する（各通）

小林　正

高嶋　英和

正七位に叙する（各通）

柏木　正俊

松浦　孝満

菅野　正一

渡邊　弘守

従七位に叙する（各通）（以上七月十八日）

（広島大学名誉教授）　岡本　莫

正四位に叙する

（広島大学名誉教授）　森田　憲一

従四位に叙する

正五位に叙する

高本兎子男

正五位に叙する

大井　章列

従五位に叙する

足立　正夫　岩渕　州宏

竹内　静夫　藤原　一仁

屋良　朝計

正六位に叙する（各通）

阿部　鶴雄　石川　勇

小野　守正　坂口　清

高橋　壯　玉置　尤

峯坂　菊市　宮崎　脩曹

従六位に叙する（各通）

正七位に叙する

下島　哲夫

安田　壽光

小川　英明

椎名　慧

福田　吉春

矢幅　洋子

半澤　俊一

渡部　幸平

徳島　正雄

佐々木庸五

従七位に叙する（以上七月十九日）

従四位に叙する

正五位に叙する

（八千代市議会議員）

伊東　幹雄

従五位に叙する

岩倉　秀典

正六位に叙する（各通）

池田　利彦　高崎　信嘉

元永　松雄　守田　健一

従六位に叙する（各通）

（兵庫県警部）　山口　一雄

（青森県警部）　市澤　功司

平田　佳幸　吉橋　正和

正七位に叙する（各通）

小坂　辰郎　廣瀬　大善

従七位に叙する（各通）（以上七月二十日）

伊藤　弘

従六位に叙する（七月二十一日）

（内閣府事務官）　川路　利治

従五位に叙する

須賀川憓汪

従六位に叙する（各通）（以上七月二十二日）

塚越　克次

従六位に叙する（七月二十三日）

船木　憲夫

従四位に叙する（七月二十四日）

新盛　辰雄

○叙勲

（福井県高浜町長）

旭日双光章を授ける（七月十七日）

野瀬　豊

佐藤　敏雄　畑中　英敏

旭日単光章を授ける（各通）（七月十九日）

松本　茂雄

（八千代市議会議員）　伊東　幹雄

旭日小綬章を授ける（七月二十日）

大坂　吉二　新島　溪子　本木　征雄
瑞宝双光章を授ける（各通）

小川　雄二
瑞宝単光章を授ける（以上七月十七日）

福田　芳壽
瑞宝小綬章を授ける

小池　謙一　古賀　博　小林　信夫
駄木　公司　伊達　一徳　浜元　捷平
吉川　安一
瑞宝双光章を授ける（各通）

菅野　正一　松浦　孝満
三重野準次　渡邊　弘守
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月十八日）

岡本　莫
（広島大学名誉教授）

森田　憲一
（広島大学名誉教授）

高本兎子男
瑞宝中綬章を授ける（各通）

下島　哲夫
瑞宝小綬章を授ける

椎名　慧　玉置　尤
安田　壽光　屋良　朝計
瑞宝双光章を授ける（各通）

石川　勇　半澤　俊一　渡部　幸平
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月十九日）

池田　利彦
瑞宝双光章を授ける

廣瀬　大善
（兵庫県警部）

山口　一雄　吉橋　正和
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十日）

川路　利治
（内閣府事務官）

塚越　克次
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上七月二十二日）

前本　雅司
瑞宝単光章を授ける（七月二十三日）

皇室事項

御弔電

天皇陛下はマルタ大統領閣下の夫君逝去につき、八月十八日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十五日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十六号
(三) 占用を制限する区域　盛岡市上太田下川原無番から同市上厨川字川原無番まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年八月二十五日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

産業

日本産業規格

令和７年８月25日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年８月25日　厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治

記

制定された日本産業規格
（日本産業標準調査会審議）
クレーン―逸走防止等の装置　B8828
改正された日本産業規格
（日本産業標準調査会審議）
産業車両―オーバーヘッドガード及び保護構造　D6021
（内容省略）
備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。
廃止された日本産業規格
（日本産業標準調査会審議）
クレーン―逸走防止装置―第１部：一般　B8828―1
クレーン―逸走防止装置―第４部：ジブクレーン　B8828―4
クレーン―逸走防止装置―第５部：天井走行クレーン及び橋形クレーン　B8828―5

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始決定の取消決定確定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３０２７号
大阪市淀川区新高１丁目７番29号
清算株式会社　株式会社ナイス
代表清算人　栗本　友敦
１　決定年月日　令和７年８月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第８号
千葉県流山市南流山４丁目４番地の２近代コーポ203号室
清算株式会社　ＭＥＦサージテック株式会社
１　決定年月日　令和７年８月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所松戸支部

令和７年（ヒ）第２号
千葉県流山市大字鰭ヶ崎1475番地の143
清算株式会社　株式会社松井商店
１　決定年月日　令和７年８月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所松戸支部

令和７年（ヒ）第１０３号
和歌山市布施屋220番
清算株式会社　株式会社ＷＲ
１　決定年月日　令和７年８月７日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１号
徳島県海部郡海陽町中山字石堤１番地１
清算株式会社　株式会社アトム
１　決定年月日　令和７年８月８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所阿南支部

再生手続開始

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和六年十一月一日
掲載頁　六十四頁（号外第二五八号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月一日
掲載頁　一二三頁（号外第一七六号）
令和七年八月二十五日
福島県郡山市堂前町一番二号
（甲）福島スポーツエンタテインメント
株式会社
代表取締役　西田　創
東京都品川区大崎二丁目九番三号大崎ウエストシティビル一階
（乙）福島ウェルネス株式会社
代表取締役　池浦　良祐

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年八月二十五日
埼玉県さいたま市浦和区岸町四丁目二一番一四号
（甲）合同会社Ｍ＆Ｋ
代表社員　北村　正人
埼玉県さいたま市浦和区岸町四丁目二一番一四号
（乙）合同会社Ｍ＆Ａ
代表社員　北村　正人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年八月二十五日
東京都豊島区目白四丁目一九番一五号
（甲）ジェイビー合同会社
代表社員　船岡　誠
東京都中央区銀座六丁目一三番一六号銀座Ｗａｌｌビル５Ｆ五階
（乙）アキムリア合同会社
代表社員　船岡　誠
東京都港区虎ノ門一丁目一六番六号虎ノ門ＲＡＰＯ－ＴＯビル５Ｆ七〇三
（丙）ノマドフロント合同会社
代表社員　船岡　誠

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.mdenshi.jp/mjb02/
（乙）http://www.mdenshi.jp/tbc03/
令和七年八月二十五日
東京都台東区北上野二丁目八番七号
（甲）三菱電機住環境システムズ株式会社
代表取締役　中條　孝
東京都台東区北上野一丁目九番一二号
（乙）株式会社東菱ビジネスサービス
代表取締役　青柳　圭一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://corp.umito.jp/
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年十月一日
掲載頁　六十一頁（号外第二三〇号）
令和七年八月二十五日
東京都千代田区紀尾井町四番一号ニューオータニガーデンコート
（甲）株式会社ＵＭＩＴＯ
代表取締役　堀　鉄平
東京都千代田区紀尾井町四番一号ニューオータニガーデンコート
（乙）株式会社ＵＭＩＴＯホスピタリティ
代表取締役　堀　鉄平

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三十一日
掲載頁　一七五頁（号外第一七五号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十九日
掲載頁　七十六頁（号外第一七二号）
令和七年八月二十五日
東京都豊島区巣鴨一丁目四六番一号
（甲）株式会社ジャメックス
代表取締役　大湊　卓
大阪市城東区中浜三丁目二六番六号
（乙）東和産業株式会社
代表取締役　大湊　卓

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月一日
掲載頁　四頁
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月一日
掲載頁　四頁
令和七年八月二十五日
東京都千代田区大手町一丁目一番三号
（甲）株式会社ＯＮＯＤＥＲＡ　ＧＲＯＵＰ　代表取締役　小野寺裕司
東京都千代田区大手町一丁目一番三号
（乙）株式会社ＯＮＯＤＥＲＡホールディングス
代表取締役　長尾　真司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://www.ut-g.co.jp/fujitsu-ut/
（乙）https://www.ut-g.co.jp/ut-fcrea/corporate/notice/
令和七年八月二十五日
東京都品川区東五反田一丁目一一番一五号
（甲）ＦＵＪＩＴＳＵ　ＵＴ株式会社
代表取締役　森川　弘二
神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目四〇三番地三五
（乙）ＵＴエフサス・クリエ株式会社
代表取締役　森川　弘二

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月十三日

掲載頁　三頁

令和七年八月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目九番二号

（甲）ＭＳＤ企業投資十号株式会社

代表取締役　佐藤　哲也

滋賀県栗東市安養寺七丁目二番二二号

（乙）クラスホールディングス株式会社

代表取締役　梶本　幸伸

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　一一一頁（号外第一八五号）

令和七年八月二十五日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目一三番七号

（甲）株式会社きくや美粧堂

代表取締役　荒　清志

東京都目黒区自由が丘二丁目九番一五号

（乙）株式会社ロマナ

代表取締役　関根　惠子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　一一五頁（号外第一八五号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　一一一頁（号外第一八五号）

令和七年八月二十五日

東京都渋谷区恵比寿西一丁目一三番七号

（甲）株式会社きくや美粧堂

代表取締役　荒　清志

東京都目黒区自由が丘二丁目九番一五号

（乙）株式会社ロマナ

代表取締役　関根　惠子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月九日

掲載頁　五十四頁（号外第一二六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十一日

掲載頁　八十四頁（号外第一二九号）

令和七年八月二十五日

東京都中央区銀座二丁目八番九号

（甲）株式会社ＣＡＤネットワークサービス

代表取締役　星野修一郎

東京都中央区銀座二丁目八番九号

（乙）株式会社ファーストクルー

代表取締役　正木　元康

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月十九日

掲載頁　九頁

令和七年八月二十五日

東京都渋谷区恵比寿四丁目七番六号

（甲）ミッドナイトブレックファスト株式会社

代表取締役　喜多　紀正

東京都渋谷区恵比寿四丁目七番六号

（乙）ＭＢオペレーションズ株式会社

代表取締役　喜多　紀正

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　五頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　五頁

令和七年八月二十五日

東京都新宿区新宿四丁目二番一八号

（甲）株式会社リロケーション・ジャパン

代表取締役　栗山　直能

東京都新宿区新宿四丁目二番一八号

（乙）ケイズマネージメント株式会社

代表取締役　冨田　直樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十五日

掲載頁　九十二頁（号外第一六二号）

（乙・丙・丁）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十五日

掲載頁　七十四頁（号外第一六二号）

令和七年八月二十五日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目一九番九号

（甲）株式会社カラーズ

代表取締役　鳥居　貴佳

東京都渋谷区恵比寿西二丁目一九番九号

（乙）株式会社カラーズ・プロダクツ

代表取締役　伊東　竜太

東京都渋谷区恵比寿西二丁目一九番九号

（丙）株式会社カラーズ・エデュケーション

代表取締役　伊東　竜太

東京都渋谷区恵比寿西二丁目一九番九号

（丁）株式会社Ｒ２

代表取締役　横井　隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　一二四頁（号外第一四三号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月二十五日

東京都港区虎ノ門一丁目一番一八号

（甲）株式会社なの花東日本

代表取締役　西尾　哲弥

東京都港区虎ノ門一丁目一番一八号

（乙）有限会社メディコプランニング

取締役　遠山　功

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.apamanshop-ir.com/

（乙）https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/5/m505/index.html

令和七年八月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館

（甲）ＡＰＡＭＡＮ株式会社

代表取締役　大村　浩次

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館

（乙）Ａｐａｍａｎ　Ｎｅｔｗｏｒｋ株式会社

代表取締役　山﨑　戒

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.apamanshop-ir.com/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　七十五頁（号外第一五七号）

令和七年八月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館

（甲）ＡＰＡＭＡＮ株式会社

代表取締役　大村　浩次

東京都港区赤坂四丁目七番一五号

（乙）株式会社ＡＳＮ

代表取締役　大村　浩次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲には確定した最終事業年度はありません。乙の最終の貸借対照表の要旨は令和七年八月十八日官報号外第一八六号六十五頁掲載のとおりです。

令和七年八月二十五日

東京都新宿区市谷仲之町三番一七号アークレジデンス市谷仲之町一〇一

（甲）株式会社ＧＷＡ

代表取締役　小林　英輔

東京都新宿区市谷仲之町三番一七号アークレジデンス市谷仲之町一〇一

（乙）株式会社ゲートウェイアーチ

代表取締役　小林　英輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月十二日

掲載頁　一一九頁（号外第一〇四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十五日

掲載頁　七十頁（号外第九十四号）

令和七年八月二十五日

東京都調布市小島町一丁目三二番地二

（甲）株式会社ビィ・フォアード

代表取締役　山川　博功

東京都調布市小島町一丁目三二番地二

（乙）株式会社ＢＦ－１

代表取締役　山川　博功

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月八日

掲載頁　九十頁（号外第一五六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月四日

掲載頁　三十八頁（号外第一五四号）

令和七年八月二十五日

新潟県新潟市東区小金町三丁目一番一号

（甲）株式会社ダイヤメット

代表取締役　伊井　浩

新潟県新潟市東区平和町一四番地

（乙）株式会社ピーエムテクノ

代表取締役　丸山　正樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

合併効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年八月二日に終了しています。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　一九二頁（号外第一三三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月八日

掲載頁　九十二頁（号外第一五六号）

令和七年八月二十五日

長野県諏訪郡下諏訪町五三二九番地

（甲）ニデックインスツルメンツ株式会社

代表取締役　大塚　俊之

京都府長岡京市神足寺田一番地

（乙）ニデックマシナリー株式会社

代表取締役　塩澤　致

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することといたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載の頁　官報八十四頁掲載

（号外第一四八号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載の頁　官報二八五頁掲載

（号外第一四八号）

令和七年八月二十五日

静岡県富士市今泉七〇〇番地の一

（甲）ジヤトコ株式会社

代表取締役　佐藤　朋由

静岡県富士市依田橋一二五番地の一

（乙）ジヤトコエンジニアリング株式会社

代表取締役　高橋　哲哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　一五八頁（号外第一五〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　九十五頁（号外第一三九号）

令和七年八月二十五日

京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町九〇一番地

（甲）株式会社ジェイアール西日本ホテル開発　代表取締役　坪根　英慈

大阪市北区梅田三丁目一番一号

（乙）株式会社ホテルグランヴィア大阪

代表取締役　坪根　英慈

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月八日

掲載頁　九十六頁（号外第一八一号）

令和七年八月二十五日

大阪府東大阪市金物町三番七号

（甲）鳥居金属興業株式会社

代表取締役　鳥居新一郎

大阪府東大阪市金物町三番七号

（乙）東海アルコック工業株式会社

代表取締役　鳥居新一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し乙および丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　七十一頁（号外第一六四号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　七十一頁（号外第一六四号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十七日

掲載頁　七十一頁（号外第一六四号）

令和七年八月二十五日

広島県広島市中区富士見町八番二四号

（甲）ジャパンエレベーターサービス中四国株式会社

代表取締役　宇野　真輔

高知県高知市天神町一一番一三号

（乙）四国昇降機サービス株式会社

代表取締役　伊藤　淳志

徳島県徳島市幸町一丁目四四番地

（丙）四国エレベーターサービス株式会社

代表取締役　宇野　真輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月五日

掲載頁　九頁

令和七年八月二十五日

山口県下関市山の田本町一七番一〇号

（甲）株式会社飛鳥会館

代表取締役　大森　嗣隆

山口県下関市山の田本町一七番二三号

（乙）株式会社アスカ

代表取締役　大森　嗣隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十二日

掲載頁　一九〇頁（号外第一六七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十二日

掲載頁　一九一頁（号外第一六七号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十二日

掲載頁　一九一頁（号外第一六七号）

（丁）確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十五日

福岡市中央区赤坂一丁目一四番二二号

（甲）株式会社新日本ホテルズ

代表取締役　前田　洋

熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字北黒川六五五四番地の一

（乙）株式会社瀬の本観光ホテル

代表取締役　前田　洋

熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺六七七七番地二

（丙）株式会社黒川温泉御処月洸樹

代表取締役　前田　洋

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字下野一四七番地一〇

（丁）株式会社樹コーポレーション

代表取締役　前田　洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月八日

掲載頁　九十七頁（号外第一八一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月八日

掲載頁　九十五頁（号外第一八一号）

令和七年八月二十五日

福岡市中央区今川一丁目一番一号

（甲）株式会社三好不動産

代表取締役　三好　修

東京都港区新橋二丁目六番一号さくら新橋ビル二Ｆ

（乙）株式会社スマイルプラザ

代表取締役　笠　清太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十一日

掲載頁　一九三頁（号外第一七五号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三十一日

掲載頁　一八三頁（号外第一七五号）

令和七年八月二十五日

熊本市南区日吉二丁目一〇番一号

（甲）熊本トヨタホールディングス株式会社　代表取締役　與縄　義昭

熊本市南区野田三丁目六番一〇号

（乙）株式会社ジェームスケイティ

代表取締役　中村　幹男

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社伊勢崎運輸（乙、住所群馬県伊勢崎市三室町五二二九番地一）の管理部門（総務、経理、人事、不動産賃貸・管理・保有・保全事業を含む、株式管理・保有）の事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十三日

掲載頁　三一二頁（号外第一六八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月十八日

掲載頁　五十六頁（号外第一八六号）

令和七年八月二十五日

群馬県伊勢崎市三室町五二二九番地一

ＩＳＥホールディングス株式会社

代表取締役　橋本　雅也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建物清掃請負事業およびこれに附帯関連する事業に関して有する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月十四日

掲載頁　四頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　二五四頁（号外第一四八号）

令和七年八月二十五日

東京都中央区新川一丁目一六番一四号アクロス新川ビル・アネックス二Ｆ

（甲）株式会社ヒューマック

代表取締役　大久　智弘

東京都中央区日本橋堀留町一丁目八番一二号

（乙）室町ビルサービス株式会社

代表取締役　大久　智弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のポイント事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、乙は会社法第七八四条第二項の規定に基づき株主総会の承認決議は経ず、甲の株主総会決議は令和七年八月一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　九十頁（号外第一六六号）

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月八日

掲載頁　二頁

令和七年八月二十五日

東京都千代田区大手町二丁目三番二号

（甲）株式会社ＬＸＩＯ

代表取締役　立石　尚久

東京都文京区西片一丁目一五番一五号

（乙）株式会社トモズ

代表取締役　角谷　真司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のポイント事業及び電子マネー事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、乙は会社法第七八四条第二項の規定に基づき株主総会の承認決議は経ず、甲の株主総会決議は令和七年八月一日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　九十頁（号外第一六六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一八七頁（号外第一四四号）

令和七年八月二十五日

東京都千代田区大手町二丁目三番二号

（甲）株式会社ＬＸＩＯ

代表取締役　立石　尚久

東京都杉並区永福三丁目五七番一四号

（乙）サミット株式会社

代表取締役　服部　哲也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の関係会社管理事業及び財務管理事業並びにこれらに付随する事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月二十五日

東京都新宿区市谷本村町三番二九号

（甲）株式会社エージェントＩＧホールディングス

代表取締役　一戸　敏

東京都新宿区市谷本村町三番二九号

（乙）株式会社エージェント・インシュアランス・グループ

代表取締役　一戸　敏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＴａｋｅＭｅＯｒｄｅｒ事業に関する権利義務の一部を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　二十一頁

令和七年八月二十五日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一四番六号

（甲）ＧＭＯフィナンシャルゲート株式会社

代表取締役　杉山憲太郎

東京都港区西新橋一丁目一八番六号クロスオフィス内幸町六〇五号

（乙）ＴａｋｅＭｅ株式会社

代表取締役　董　路

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産仲介事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　五頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　五頁

令和七年八月二十五日

東京都新宿区新宿四丁目二番一八号

（甲）株式会社リロケーション情報センター

代表取締役　宮澤　宜男

東京都新宿区新宿四丁目二番一八号

（乙）ケイズマネージメント株式会社

代表取締役　冨田　直樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のパチンコ店清瀬ライオン店経営事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲及び乙）

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月六日

掲載頁　七頁

令和七年八月二十五日

東京都港区新橋三丁目二〇番一号

（甲）東和産業株式会社

代表取締役　岸野　秀英

東京都港区新橋三丁目二〇番一号

（乙）東和アミューズメント株式会社

代表取締役　岸野　誠人

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の分割契約書記載の権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

令和七年八月二十五日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号

（甲）ＩＮＣＬＵＳＩＶＥ分割準備株式会社

代表取締役　藤田　誠

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号

（乙）ＩＮＣＬＵＳＩＶＥ株式会社

代表取締役　藤田　誠

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のフランチャイズ事業（但し、ソフトウェア等の資産に関する権利義務は除かれる。）及び商業施設運営管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/5/m556/index.html

（乙）https://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/5/m505/index.html

令和七年八月二十五日

東京都中央区京橋一丁目一番五号セントラルビル

（甲）Ａｐａｍａｎ　Ｐｒｏｐｅｒｔｙ株式会社

代表取締役　山﨑　戒

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館

（乙）Ａｐａｍａｎ　Ｎｅｔｗｏｒｋ株式会社

代表取締役　山﨑　戒

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社三和シャーリング（乙、住所静岡県藤枝市築地七〇八番地の一）の鉄鋼業及び金属加工業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月八日

掲載頁　一〇一頁（号外第一八一号）

令和七年八月二十五日

静岡県藤枝市築地七〇八番地の一

三和シャーリング株式会社

代表取締役　鈴木　常夫

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の自動車販売事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項、乙は同第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.entetsu.co.jp/koukoku/570/

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済み

令和七年八月二十五日

静岡県静岡市駿河区稲川二丁目二番一号

（甲）株式会社青山商会

代表取締役　鈴木　利昭

静岡県浜松市中央区旭町一二番地の一

（乙）遠州鉄道株式会社

代表取締役　丸山　晃司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の不動産事業の一部に関して有する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十八日

掲載頁　六十七頁（号外第一八六号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十五日

愛知県田原市中山町北松渕一六番地

（甲）株式会社オフィスモリシタ

代表取締役　森下　寛

愛知県田原市中山町北松渕一六番地

（乙）株式会社カサベラ

代表取締役　森下　幸美

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりネッツトヨタ三重株式会社（乙、住所三重県津市垂水一六五番地）の不動産管理事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月六日
掲載頁　五十五頁（号外第一七九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　一二八頁（号外第一四三号）

令和七年八月二十五日
三重県津市垂水一六五番地
ＮＴＭホールディングス株式会社
代表取締役　平野　真也

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＲＢＬ（住所東京都新宿区新宿三丁目四番八号京王フレンテ新宿三丁目七階）に対して当社のＲＢＬブランドにおける美容事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年十月二十二日
掲載頁　九頁

令和七年八月二十五日
東京都新宿区新宿三丁目四番八号京王フレンテ新宿三丁目七階
株式会社ＬａｄｙＢｉｒｄ
代表取締役　本間　智之

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社スターワークスマネージメント（住所横浜市神奈川区金港町一番地四）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月二十二日
掲載頁　二頁

令和七年八月二十五日
横浜市神奈川区金港町一番地四
株式会社スターワークス
代表取締役　金子　敬史

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＭＴＫインベストメント株式会社（住所東京都三鷹市新川六丁目三番一〇号四〇五）に対して当社の投資有価証券事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月十五日
掲載頁　一一三頁（号外第一八五号）

令和七年八月二十五日
川崎市麻生区白鳥二丁目二番八号
ＭＴＫアセット株式会社
代表取締役　長谷川義榮

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＴＣＦ　ＴＲＵＳＴ株式会社（住所名古屋市東区葵一丁目一九番三〇号）に対して当社の不動産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月九日
掲載頁　四十二頁（号外第一二六号）

令和七年八月二十五日
名古屋市東区葵一丁目一九番三〇号
株式会社ＡＩＣＯＨ
代表取締役　武部　篤紀

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＤＥＮＳＨＯ　Ｌａｂｏｒａｔｏｒｙ（住所愛知県瀬戸市美濃池町一五番地三）に対して当社の飲食店事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年八月七日
掲載頁　五十五頁（号外第一八〇号）

令和七年八月二十五日
愛知県瀬戸市美濃池町一五番地三
株式会社電商
代表取締役　金光　秀明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日
茨城県神栖市神栖一丁目一二番一二号
合同会社いえちか
代表社員　浦橋　周資

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日
群馬県太田市南矢島町七五〇番地一
合同会社ほしの動物病院
代表社員　星野　謙介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日
東京都新宿区新宿五丁目三番七号ＡＸＩＳ新宿三〇一
合同会社ＤＭＫ
代表社員　田島　雅俊

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日
東京都練馬区小竹町二丁目三〇番七号
Ｌａｎｉｋａｉアセットマネジメント合同会社
代表社員　大貫　徹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日
東京都練馬区小竹町二丁目三〇番七号
ＯＨＡＮＡアセットマネジメント合同会社
代表社員　大貫　徹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日
東京都練馬区小竹町二丁目三〇番七号
ＭＡＨＡＬＯアセットマネジメント合同会社
代表社員　大貫　徹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号パシフィックセンチュリープレイス丸の内八階
Ｓｙｎｏｅｌｅｃ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ Ｊａｐａｎ合同会社
代表社員　侯　強

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ａｍｅｌｉａとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日
東京都千代田区平河町一丁目六番一五号Ｕ・Ｓビル八階
合同会社Ａｍｅｌｉａ
代表社員　渡邉絵里雅

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十五日
東京都中央区日本橋室町一丁目一一番一二号日本橋水野ビル七階
ＢＡＣＫＲＡＮＫ株式会社
代表取締役　野坂　司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日

東京都練馬区小竹町一丁目四五番一号

合同会社なおかわ

代表社員　直川　太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日

東京都墨田区両国二丁目二〇番一二号ライオンズステーションプラザ五〇四号

合同会社岡直

代表社員　岡本　直大

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日

東京都台東区上野六丁目八番一九号

ＫＭ－ｓｙｓｔｅｍｓ合同会社

代表社員　三輪　賢治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階

フリーエージェント合同会社

代表社員　三輪　賢治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル六階

フロンティア合同会社

代表社員　三輪　賢治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日

東京都港区赤坂三丁目一一番一四号赤坂ベルゴ四〇七号室

合同会社リザルトフォース

代表社員　齋藤　太

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日

東京都小金井市前原町四丁目七番二四号

合同会社ＡｒｃｈｉＴａｐ

代表社員　森　文希

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は金山土木株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

令和七年八月二十五日

岐阜県下呂市金山町下原町二四番地一

金山土木協業組合

代表理事　**廣瀬　銛男**

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日

愛知県江南市古知野町宮裏一五番地

合同会社はなみずきリクルートメント

代表社員　森永　陽子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日

名古屋市中村区角割町二丁目二五番地の一

アクオトラスト合同会社

代表社員　森　慎太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日

大阪市鶴見区諸口六丁目二番二九－三〇一号室

合同会社Ｙ，ｓコントラプンクト

代表社員　山本　有記

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日

大阪市平野区長吉川辺三丁目三番一号

合同会社トモサキ

代表社員　三上　智也

効力発生日変更公告

当社は、令和七年九月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年十月一日に変更いたしましたので公告します。

令和七年八月二十五日

東京都港区南麻布三丁目一〇－一九南麻布コンパウンド二〇一

ありがとうジャパン株式会社

代表取締役　カイル・マシュー・ジェラルド

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千二百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。https://www.murogas.co.jp/

令和七年八月二十五日

北海道室蘭市日の出町二丁目四四番一号

室蘭ガス株式会社

代表取締役　末長　守人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十八日

掲載頁　五十六頁（号外第一八六号）

令和七年八月二十五日

東京都中央区日本橋浜町二丁目二四番一号

株式会社スタンダードメタル商會

代表取締役　齋藤　信嘉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億八百二十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年七月三十日

掲載頁　二頁

令和七年八月二十五日

東京都品川区南大井六丁目二六番二号

Ｏｎｅ人事株式会社

代表取締役　唐沢雄三郎

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年九月三十日を払込期日とする募集株式の発行（以下「本募集株式の発行」という。）により資本金の額が増加することを条件として、本募集株式の発行による資本金の増加額の全額を減少し、資本金の額を一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月十五日

掲載頁　一一一頁（号外第一八五号）

令和七年八月二十五日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

株式会社ＩＤＩインフラストラクチャーズ

代表取締役　石坂　弘紀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億円減少し一千万円とすることに致しました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十五日

東京都千代田区大手町二丁目三番一号大手町プレイスウエストタワー二四階

株式会社ＪＳＳ０１

代表取締役　鈴島　宏治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千百四十八万五千四百二十六円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年八月二十五日

東京都港区三田三丁目五番一九号住友不動産東京三田ガーデンタワー二九Ｆ

ジャパンワランティサポート株式会社

代表取締役　小田　則彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千九百九十六万五千四百五十七円減少することにいたしました。

ただし、募集株式の発行により令和七年九月二十九日までに資本金が増額した場合は、当該募集株式の発行により増額した資本金の額も同額分減少することにより、最終的な資本金の額を一千万円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月十七日

掲載頁　七十四頁（号外第三十一号）

令和七年八月二十五日

東京都港区虎ノ門一丁目一〇番五号

アスエネ株式会社

代表取締役　西和田浩平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五百万円減少することにいたしました。

なお、当社は、令和七年九月一日付で東京都品川区東品川二丁目五番八号に本店移転する予定です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年八月二十五日

掲載頁　二頁

令和七年八月二十五日

東京都港区芝四丁目三番一一号

ヒヤリング・ディストリビュータ・ジャパン株式会社　代表取締役　林　義秀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月二十五日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー三三階

ＡＩＰヘルスケアジャパン合同会社

代表社員　エイ・アイ・ピー・ジャパン・エルエルシー

職務執行者　増村　裕之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十九億四千三百五十四万六百六十八円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.apamanshop-ir.com/

令和七年八月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーＮ館

ＡＰＡＭＡＮ株式会社

代表取締役　大村　浩次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月二十九日であり、株主総会の決議は、令和七年八月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月二十五日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五号宮益坂ビルディング四一〇

株式会社キルマ

代表取締役　宇田　翔馬

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億五七五〇万円減少し金九〇〇〇万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、株主総会の決議は、令和七年八月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://rbisolar.jp/public-notice/

令和七年八月二十五日

東京都港区西新橋一丁目五番九号

ＲＢＩ　ＳＯＬＡＲ株式会社

代表取締役　塩浦　貴之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金を二億五百万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二四六頁（号外第一六九号）

令和七年八月二十五日

神奈川県厚木市森の里紅葉台三番地一

堀硝子株式会社

代表取締役　高本　勝己

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月四日

掲載頁　七十四頁（号外第一七七号）

令和七年八月二十五日

山梨県甲府市川田町三八九番地

株式会社セントラル物産

代表取締役　光藤千恵子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億八千四百九十八万四千円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年二月十七日

掲載頁　七十八頁（号外第三十一号）

令和七年八月二十五日

三重県津市栄町三丁目一四一番地一

株式会社医用工学研究所

代表取締役　笠﨑　州雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月七日

掲載頁　一二三頁（号外第一五五号）

令和七年八月二十五日

京都市上京区丸太町通千本東入中務町四九一番地の三〇ブラザービル

株式会社京都ゼネラルセンター

代表取締役　岡村　希人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十八億二千五百万五千九百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十二月二十三日

掲載頁　三頁

令和七年八月二十五日

大阪市北区堂島浜一丁目四番一九号

株式会社アクトワンヤマイチ

代表取締役　山田　耕次

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四億二千八百七十四万八百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　六十頁（号外第一四六号）
令和七年八月二十五日
愛知県豊田市前山町四丁目二一番地一
株式会社葵アセット
代表取締役　**廣**瀬　晋也

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　伊勢新聞
掲載の日付　令和七年六月二十日
掲載頁　四頁
令和七年八月二十五日
三重県松阪市愛宕町一丁目一〇〇番地
株式会社松阪介護サービス
代表取締役　堀江　啓子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百万円、資本準備金の額を一億二千五百万円減少し、それぞれ一億円、五千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年八月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十六日
掲載頁　一四〇頁（号外第一四四号）
令和七年八月二十五日
東京都江東区豊洲三丁目二番二四号
ＳＣＳＫオートモーティブＨ＆Ｓ株式会社
代表取締役社長　前田　英樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月三十一日
掲載頁　一八七頁（号外第一七五号）
令和七年八月二十五日
東京都港区新橋二丁目二〇番一五号新橋駅前ビル一号館六〇五　株式会社スペイシー
代表取締役　平川　雅一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千六百三十六万四千八百円、資本準備金の額を二億二千八十四万八千三百八十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和七年八月二十五日
東京都新宿区市谷本村町三番二九号
株式会社エージェント・インシュアランス・グループ　代表取締役　一戸　敏

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五億四千六百五十五万八千八百四十四円、資本準備金の額を十一億九千八百三十六万九千九百三十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年四月十五日
掲載頁　三十四頁（号外第八十五号）
令和七年八月二十五日
東京都千代田区丸の内二丁目二番三号丸の内仲通りビル六階
キャピタランド・ジャパン株式会社
代表取締役　山田　秀人

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七千四百二万円減少し、その全額を資本準備金とするとともに、資本準備金の額を十億三千三百六十一万一千六百七十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、期中に資本金及び資本準備金の額が増加し、現在資本金の額は二億七千四百二万円、資本準備金の額は十億五千六百二十二万六千百五十九円となっております。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年一月二十四日
掲載頁　一一六頁（号外第十四号）
令和七年八月二十五日
東京都港区芝大門二丁目五番五号
株式会社Ａｚｏｏｐ
代表取締役　朴　貴頌

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式発行により資本金の額及び資本準備金の額がそれぞれ四十六億百六十九円増加することを条件として、それぞれ四十六億百六十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。
令和七年八月二十五日
東京都渋谷区渋谷二丁目二四番一二号
株式会社ＭＰＩ
代表取締役　山﨑祐一郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千九百九十九万九千九百二十六円減少し、その全額を資本準備金とするとともに、資本準備金の額を五億一千二十三万七千七百五十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりですが、期中に資本金及び資本準備金の額が増加し、現在資本金の額は三億九百九十九万九千九百二十六円、資本準備金の額は七億三千七百十五万一千六百七十二円となっております。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三十一日
掲載頁　一八三頁（号外第一七五号）
令和七年八月二十五日
熊本県水俣市浜松町五番九八号
ＡＭＩ株式会社
代表取締役ＣＥＯ　小川　晋平

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千七百五十万円、資本準備金の額を二億六千六十九万五千九百十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十八日
掲載頁　一五一頁（号外第一七一号）
令和七年八月二十五日
大分県津久見市港町一番一五号
宮崎産業海運株式会社
代表取締役　宮﨑昇一郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十五日
神奈川県藤沢市本藤沢一丁目二番八号
信光実業株式会社
代表取締役　西之薗康憲

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十五日
新潟県新潟市江南区横越川根町一丁目二番一四号
日綜土木工業株式会社
代表取締役　平井　将司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十五日
鳥取市叶一一二番地の一
久本木材株式会社
代表取締役　久本　雅義

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年八月二十五日

鳥取市叶一一〇番地一　久大建材株式会社

代表取締役　森田　正行

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＧＷＡと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年九月二十六日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月二十五日

東京都新宿区市谷仲之町三番一七号アークレジデンス市谷仲之町一〇一

株式会社ゲートウェイアーチ

代表取締役　小林　英輔

合併公告及び資本金の額の減少公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

また、甲はこの合併の効力発生日前日までに、資本金の額を十五億六千五百九十万円減少し、一億円とすることにいたしました。

なお、甲は効力発生日をもって、商号を昭和ＫＤＥ株式会社と変更し、本店を東京都品川区東五反田一丁目二番三三号に移転します。

この合併及び資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.showa-hp.co.jp/

令和七年八月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号

（甲）ＳＫＤＥホールディングス株式会社

代表取締役　中島　聖介

東京都品川区東五反田一丁目二番三三号

（乙）昭和ＫＤＥ株式会社

代表取締役　田中　基博

株式交付公告

当社（甲）は、株式会社ＫＭＣホールディングス（乙、京都市西京区大枝中山町二番四四）を株式交付子会社とする株式交付をすることにいたしました。

この株式交付に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十日

掲載頁　八十九頁（号外第一八八号）

令和七年八月二十五日

東京都中野区本町一丁目三二番二号

イーソル株式会社

代表取締役　権藤　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000604/78py/

令和七年八月二十五日

東京都千代田区有楽町一丁目九番四号

モノケロス特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三百五十三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年四月十一日付官報の号外第八十二号五十四頁に掲載されています。

令和七年八月二十五日

東京都港区赤坂九丁目七番二号

エクイニクス・ハイパースケール１・ジャパン特定目的会社

取締役　ドナルド・キャンベル

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一四四頁（号外第一六一号）

令和七年八月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

さくら・ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資七十万六千口を消却することにいたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年九月二十六日までに当社にご提出下さい。

令和七年八月二十五日

東京都港区赤坂九丁目七番二号

エクイニクス・ハイパースケール１・ジャパン特定目的会社

取締役　ドナルド・キャンベル

債権申出の公告（第一回）

当土地改良区は昭和四十七年十一月七日に静岡県知事の認可を受け、総会の決議により解散し昭和四十七年十一月十四日に静岡県知事による解散の公告まで行なわれたものの、清算の結了に至っていない。

当土地改良区の残余財産の清算のため、令和七年六月二十四日、静岡地方裁判所（令和七年（チ）第一号）より当職が清算人に選任されました。

当土地改良区に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年八月二十五日

静岡県藤枝市田沼三―二〇―二四　一階

焼津市越後島土地改良区

清算人　弁護士　岩山　雅一

訂正公告

令和七年六月十日掲載の組織変更公告中、「東京都江戸川区平井四丁目八番地八号ＤＵＣＯＺＩＰ八〇三号室」とあるは、「東京都江戸川区平井四丁目八番地六号ＤＵＣＯＺＩＰ八〇三号室」の誤りにつき訂正します。

令和七年八月二十五日

東京都江戸川区平井四丁目八番地六号ＤＵＣＯＺＩＰ八〇三号室

合同会社ＫＡＲＡＦＵＬＬ

代表社員　野田　幸男

正誤

ページ	段	行	誤	正
三六		終りから一七	九年	九月
〃	〃	〃　九	5時限	5時間
〃	〃	〃	4時限	4時間
〃	〃	〃　一	〃	〃
三七	〃	一二	5時限	5時間
〃	〃	一七	〃	〃
三六		終りから一	〃	〃
三七		一二	4時限	4時間
〃		一八	〃	〃

令和七年六月十八日（号外第百三十四号）公布内閣府令第五十六号（道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令）

（原稿誤り）